

※被災者自立再建促進プログラムに掲げる事業のうち、令和2年度に実施するソフト事業を抜粋

事業名称	事業概要
健康調査及び支援	1) 応急仮設住宅入居者の健康調査を行い、フォローが必要な方へ訪問等による健康支援を行う（県と市の共同） 2) 復興公営住宅入居者に看護師等による訪問健康調査を行い、フォローが必要な方へ専門職等による健康支援を行う（市の実施：平成27年度～）
心のケア専門職による支援	1) 心の健康相談、訪問、電話等 2) 乳児健診等における臨床心理士による相談及び事後指導 3) 心のケア講演会、研修会
保健師等による訪問指導	保健師、栄養士、歯科衛生士が地域に出向き、個々の健康状態に合わせた保健、栄養、歯科保健等の指導を行う。 1) 訪問指導事業：家庭訪問により、対象者及び家族の健康状態を把握し、必要な保健指導を行う。 対象者：40歳～64歳の市民 ①健康診査等で健康管理上訪問指導が必要と認められた者 ②閉じこもりがちな虚弱高齢者 ③介護に携わる家族 ④寝たきり、認知症、難病等でサービスの調整が必要な者 2) 高齢者の健康づくり事業 対象者：65歳以上の市民
通所型介護予防事業	65歳以上の高齢者を対象に要介護状態等にならないよう、運動機能や栄養口腔機能の向上を図る専門スタッフによる「介護予防教室」や体力を強化する「いきいき100歳体操」を実施するほか、地域包括支援センターが管轄する地域において、介護予防の普及、啓発を図るための「地域介護予防教室」等を実施することにより、身近な地域で各自が介護予防に関する意識と方法を生活に取り入れ、生活機能低下の防止につなげる。
地域包括ケアの普及・啓発	高齢者等が住み慣れた地域で自分らしく、人生の最後まで暮らし続けられるよう、健康づくりや介護予防、社会参加による生きがいづくりといった「自助」と、家族や地域住民による支え合い・助け合いの「互助」に対する市民意識を高めることにより、地域の自主性や主体性に基づく「地域全体で支え合う体制づくり」を推進することを目的として、自治会・町内会や老人クラブ等の住民団体を対象に、それぞれの地域の特性や実情に即した出前講座等を積極的に開催する。
就職相談	市がハローワークと共催し、集会所等での就職相談会を実施する。従来、集会所での就職相談会を開催していたが、多様化する相談内容に対応するため、平成29年度からは生活困窮者自立支援窓口と合同で巡回相談会（せいかつ・しごと・こまりごと相談会）を開催し、就労支援についての専門的な相談を実施する。平成30年度から、6総合支所管内で出張就職相談会を実施する。

事業名称	事業概要
被災地域テレワーク推進事業	<p>震災により生活・労働環境が激変した求職者に対し、自宅や仮設住宅等でパソコン、インターネットを使って仕事ができる仕組みを提供し、就労支援を行うと共に、ICTを有効活用した新たな産業として、その基盤整備を図る。(H27構築済)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) eラーニングシステム テレワーカー(働き手)のスキル向上・習熟度を高めるためのシステム。(スキルレベルを登録・スキルに応じたコンテンツ配信・判定テストなど)</li> <li>2) 就業支援システム テレワーカー(働き手)の安定的・効率的就業を支援するためのシステム(お仕事マッチング機能・受発注管理・進捗簡易・売上管理など)</li> <li>3) 一括受注業務用システム テレワークで大きい規模の案件を一括受注できるシステム(アプリ開発業務・コールセンター・電子書籍など)</li> </ol>
生活困窮者自立支援	<p>生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、「自立相談支援事業(就労)」の実施や「住居確保給付金の支給」その他「学習支援事業」を行うための所要の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「自立相談支援事業(就労)」生活困窮者からの相談に包括的に対応し、その自立に向けて、就労の課題の整理や支援計画の作成等の支援を行う。</li> </ol>
コミュニティづくり支援事業	<p>住民主体による地域づくりやコミュニケーションづくりを推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 一般分：コミュニティ形成支援補助事業 住民自治組織が主体となり、住民主体による地域づくりやコミュニケーションづくり(交流事業・イベント)を推進する。</li> <li>2) 復興分：復興公営住宅コミュニティ促進事業 住民自治組織が主体となり、復興公営住宅入居者及び地域内住民のコミュニケーションづくり(交流事業・イベント)を推進する。</li> </ol> <p>【費用】上限額 100千円×250団体=25,000千円 (一般200、復興50)</p>
地域づくり コーディネート事業	<p>市民公益活動団体が主体となり、住民自治組織の推薦を受け、住民世帯による地域づくりやコミュニケーションづくりを推進するため継続的に実施する事業に対して補助金を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に被害が大きいと認められる市街地におけるコミュニティの再生及び再構築を図る事業</li> <li>2) 応急仮設住宅や復興公営住宅入居者のコミュニティづくりを図る事業</li> <li>3) 新たな市街地等におけるコミュニティづくりを図る事業・その他住民自治組織の機能の充実、強化、再生及び再構築を図る事業</li> </ol> <p>【補助額】上限額250万円/年・団体(※H26のみ上限額500万円/年・団体)</p>
支え合い活動支援事業	<p>引きこもり、孤立等のリスクを軽減するため、既存のサロン活動グループが行う小地域福祉活動(地域住民が主体となって地域福祉の増進につながる活動)に対し助成する。</p> <p>※助成金額：3万円/団体</p>

事業名称	事業概要
復興公営住宅等 生活相談支援事業	<p>市内を16の民生委員・児童委員協議会担当地区に地域福祉コーディネーター（CSC）、地域生活支援員等を配置し、地区内の応急仮設住宅や復興公営住宅を中心に相談支援、見守り事業等を実施するとともに在宅自立支援対象者に対し各種情報提供などの生活支援を行う。</p> <p>地域福祉コーディネーター←エリア主任←地域生活支援員</p> <p>○コミュニティ形成への支援</p> <p>○孤立予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集会所の開放（サロン）</li> <li>・健康相談会や健康教室への呼びかけ</li> <li>・独居世帯等身守りが必要な世帯の定期的声掛け</li> <li>・入居者からの各種相談を担当スタッフへつなぎ（健康面、経済面、施設面、その他）</li> </ul>
社会福祉士等相談支援事業	<p>応急仮設住宅等から恒久的な住まいへの移転後も複合的な課題を抱えている被災者に対し、社会福祉士等の専門職による孤立予防・心身のケアのための傾聴等を通じた健康・医療面における相談支援、また経済的自立、生活環境の改善等の支援を実施する。</p>
地域サロン活動支援事業	<p>地域サロン活動開始の準備及び小規模サロン団体に対する助成金を支給し、地域活動団体の立ち上げを促進することを目的とする。</p> <p>1) 1サロンにつき年1回3万円を限度に交付（活動開始時助成）する。</p> <p>対象団体：参加者が1回当たり10人以上見込まれ、月1回以上開催する団体で同年度に社会福祉協議会、行政から補助金、助成金、委託金を受けてない団体</p> <p>2) 1サロンにつき年1回1万円を限度に交付（活動開始時助成及び継続助成）</p> <p>対象団体：参加者が1回当たり5人以上見込まれ、年4回以上開催する団体で同年度に社会福祉協議会、行政から補助金、助成金、委託金を受けていない団体</p>